

山口県看護職員確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県看護職員確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について

医政発第0912第5号厚生労働省医政局長

（平成26年9月12日老発第0912第1号厚生労働省老健局長 通知）別紙地域医療介護総

保発第0912第2号厚生労働省保険局長

合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、医療の高度化・専門化の進展、在宅療養者の増加等により変化する県民の医療ニーズに対応して、引き続き良質で適切な保健・医療サービスを提供していくために、資質の高い看護職員を確保し、県民への医療サービスの向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 看護師等養成所運営事業

次に掲げる者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）の運営事業。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は除く。）

イ 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

ウ 健康保険組合及び健康保険組合連合会

エ 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

オ 学校法人及び準学校法人

カ 医療法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人

ク 独立行政法人国立病院機構

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。また、上記のうちカ及びキについては、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。

(2) 新人看護職員研修事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等（ただし、独立行政法人国立高度専門医療研究センターを除く。）が実施する新人看護職員研修事業。

(3) 病院内保育所運営事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人（以下「公的団体」という。）、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、私立学校職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及び健康保険組合連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人及び一般財団法人、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「民間事業者」という。）が実施する病院内保育所運営事業。ただし、12ヵ月運営をしないものは除く。

(4) 看護職員確保定着施設整備事業

ア 看護師等養成所施設整備事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、次に掲げる者が実施する看護師等養成所施設整備事業。

- (ア) 医療法人
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 学校法人及び準学校法人
- (エ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、本事業を実施できる者は、公的団体を除く者に限る。また、(ア)及び(エ)については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることができる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。）に限る。

イ 看護師勤務環境改善施設整備事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が実施する看護師勤務環境改善施設整備事業。ただし、本事業を実施できる者は、公的団体、市町及び地方独立行政法人を除く者に限る。

ウ 病院内保育所施設整備事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づく病院内保育所施設整備事業。ただし、本事業を実施できる者は、市町及び地方独立行政法人を除く者に限る。

エ 看護師寄宿舍施設整備事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づく看護師寄宿舍施設整備事業。ただし、本事業を実施できる者は、公的団体、市町及び地方独立行政法人を除く者に限る。

(5) 認定看護師課程派遣助成事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、次に掲げる者が実施する認定看護師課程派遣助成事業。

ア 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等の開設者

イ 介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者

(6) 感染管理認定看護師課程派遣助成事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、医療法第7条の規定に基づき

許可を受けた病院の開設者が実施する感染管理認定看護師課程派遣助成事業。

ただし、次に掲げるいずれかの要件を満たしている病院とする。

ア 感染管理認定看護師未配置の救急告示病院

イ 施設訪問指導等、県の要請に応じる病院

(7) 特定行為研修派遣助成事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、次に掲げる者が実施する特定行為研修派遣助成事業。

ア 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等の開設者

イ 介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者

(8) 看護教員養成講習会事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、次に掲げる者が実施する看護教員養成講習会事業。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

ウ 健康保険組合及び健康保険組合連合会

エ 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

オ 学校法人及び準学校法人

カ 医療法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人

ク 独立行政法人国立病院機構

ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。また、上記のうちカ及びキについては、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている看護師等養成所。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。

(9) 中小病院等看護職員確保支援事業

「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、次に掲げる者が実施する中小病院等看護職員確保支援事業。

ア 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病床数200床未満の病院の開設者

イ 介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者

(補助金の対象除外)

第4条 施設整備事業に係る補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金は、事業計画に記載された看護職員確保対策に要する経費に充てるため、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。

ただし、細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 看護師等養成所運営事業

ア 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。なお、総事業費及び寄付金その他の収入額は、平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通知「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法について」に基づき算出する。

(2) 新人看護職員研修事業

ア 別表3の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 病院内保育所運営事業

ア 別表4の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

イ アの交付基礎額に別表5の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 看護職員確保定着施設整備事業

ア 別表6の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

ウ イの交付基礎額に別表8の調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(5) 認定看護師課程派遣助成事業

別表9の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(6) 感染管理認定看護師課程派遣助成事業

別表10の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(7) 特定行為研修派遣助成事業

別表11の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(8) 看護教員養成講習会事業

ア 別表12の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

イ アの交付基礎額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(9) 中小病院等看護職員確保支援事業

別表13の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少

ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は、報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(3) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(4) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業のうち中小病院等看護職員確保支援事業にあつては、就職支度金の支給を受けた看護職員は、採用日から対象施設において2年間継続して看護師等の業務に従事しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとする際の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月18日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費
<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>(1) 助産師養成所</p> <p>ア 基準額A 次の(ア)、(イ)、(ロ)及び(ハ)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>(ア) 養成所1か所当たり 8,284,000円</p> <p>(イ) 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円</p> <p>(ロ) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>(ハ) 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>イ 基準額B 次の(ア)及び(イ)の合計額</p> <p>(ア) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>(イ) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(2) 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>ア 基準額A 次の(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>(ア) 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>(イ) 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円</p> <p>(ロ) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>(ハ) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 添削指導員給与費</p> <p>エ 部外講師謝金</p> <p>オ 委託料(上記教員経費のうちア～エに該当するものとする。)</p> <p>(2) 事務職員経費</p> <p>ア 専任事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>(3) 生徒経費</p> <p>ア 事業用教材費</p> <p>イ 臨床実習経費(消耗器材に要する経費)</p> <p>ウ 委託料(上記生徒経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(4) 実習施設謝金</p> <p>ア 報償費(実習施設謝金)</p> <p>イ 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費</p> <p>ア 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、</p>

<p>(f) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>(h) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>イ 基準額B 次の(7)及び(4)の合計額</p> <p>(7) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>(4) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(定時制)</p> <p>ア 基準額A 次の(7)、(4)、(5)、(6)及び(8)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>(7) 養成所1か所当たり 12,134,000円</p> <p>(4) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>(5) 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>(6) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>(8) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>イ 基準額B 次の(7)及び(4)の合計額</p> <p>(7) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>(4) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(3) 看護師(2年課程)養成所 (全日制)</p> <p>ア 基準額A 次の(7)、(4)、(5)、(6)及び(8)の合計額に別表2に</p>	<p>修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及び賃借料)</p> <p>イ 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)</p> <p>ウ 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(6) 新任看護教員研修事業実施経費部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>(7) 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費(部外謝金、部外講師旅費、代替教員雇用経費)</p>
---	---

定める調整率を乗じて得た額

- (ア) 養成所1か所当たり 13,889,000円
- (イ) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,842,000円
- (ロ) 事務職員分として1か所当たり
536,000円
- (ハ) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額
- (ニ) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり
1,004,000円

イ 基準額B

次の(ア)及び(イ)の合計額

- (ア) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり
340,000円
- (イ) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり
147,000円

(定時制)

ア 基準額A

次の(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額

- (ア) 養成所1か所当たり
10,417,000円
- (イ) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,381,000円
- (ロ) 事務職員分として1か所当たり
402,000円
- (ハ) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額
- (ニ) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり
1,004,000円

イ 基準額B

次の(ア)及び(イ)の合計額

- (ア) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり
340,000円

(イ) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり

147,000円

(通信制)

ア 基準額A

次の(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額

(ア) 養成所1か所当たり

17,081,000円

(イ) 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに

1,842,000円

(ロ) 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに

1,595,000円

(ハ) 事務職員分として1か所当たり

536,000円

(ニ) 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額

イ 基準額B

次の(ア)及び(イ)の合計額

(ア) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり

340,000円

(イ) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり

147,000円

(4) 准看護師養成所

ア 基準額A

次の(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額

(ア) 養成所1か所当たり

8,080,000円

(イ) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに

1,842,000円

(ロ) 事務職員分として1か所当たり

536,000円

(ハ) 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額

(ニ) へき地等の地域における養成所に対する重点

<p>的支援事業実施施設 1 か所当たり 973,000円</p> <p>イ 基準額B 次の(ア)及び(イ)の合計額</p> <p>(ア) 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり 340,000円</p> <p>(イ) 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり 147,000円</p> <p>(注1) 生徒数は、当該年度の 4 月 15 日現在における人員又は学生定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>(注2) 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>(注3) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び新任看護職員研修事業は「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」に基づき、実施するものとする。</p>	
---	--

別表 2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員 80人以下	1.04

別表 3

1 基準額	2 対象経費
<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 ア 新人看護職員が 1 名 のとき 440,000円 ただし、新人保健師研修又は新人助産師研修の</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、</p>

<p>いずれかを含む場合 586,000円</p> <p>イ 新人看護職員が2名以上のとき 630,000円 ただし、新人保健師研修又は新人助産師研修の いずれかを含む場合 776,000円 新人保健師研修及び新人助産師研修の両方を含 む場合 922,000円</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員等5名以上の場合に、5名ごとに 215,000円</p> <p>(注) 新人看護職員数等の人数は、当該年度の4 月末日現在に在職している新人看護職員、新 人保健師及び新人助産師であってそれぞれの 研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修 又は新人助産師研修の複数の研修を実施する 施設において、複数の研修に参加する者は1 名として計上する。</p> <p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1名～4名を受け入れる場合、1施設当たり 113,000円</p> <p>イ 5名～9名を受け入れる場合、1施設当たり 226,000円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合、1施設当たり 566,000円</p> <p>エ 15名～19名を受け入れる場合、1施設当たり 849,000円</p> <p>オ 20名以上受け入れる場合、1施設当たり 1,132千円</p> <p>カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45,000円</p> <p>(注1) 医療機関受入研修事業は複数月で実施す ること。</p>	<p>会議費、図書購入費)、役務費 (通信運搬費、雑役務費)、使用 料及び賃借料、備品購入費、賃 金(外部の研修参加に伴う代替 職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施 に必要な教育担当者経費(謝金、 人件費、手当)</p> <p>医療機関受入研修事業の実施 に必要な教育担当者経費(謝金、 人件費、手当)、需用費(消耗 品費、印刷製本費、会議費、図 書購入費)、役務費(通信運搬 費、雑役務費)、使用料及び賃 借料、備品購入費</p>
---	--

<p>(注2) 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。</p> <p>なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	
---	--

別表4

1 基準額	2 対象経費
<p>各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別添1に定める保育料収入相当額を控除した額に病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と(2)により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>なお、病児等保育及び緊急一時保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。</p> <p>(1) 基本額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア A型特例 1人×180,800円×運営月数</p> <p style="margin-left: 20px;">イ A型 2人×180,800円×運営月数</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ B型 4人×180,800円×運営月数</p> <p style="margin-left: 20px;">エ B型特例 6人×180,800円×運営月額</p> <p>(2) 加算額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 24時間保育を行っている施設 23,410円/日×運営日数</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 病児等保育を行っている施設 187,560円/月×運営月数</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,720円/日×運営日数</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 児童保育を行っている施設 10,670円/日×運営日数</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 休日保育を行っている施設 11,630円/日×運営日数</p> <p style="margin-left: 40px;">なお、休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 保育士等の給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>(2) 委託料（上記(1)に該当するもの。）</p>

カ 共同利用保育を行っている施設 10,670円/日×運営日数	
------------------------------------	--

別表 5

実施主体	補助率
公的団体	2分の1
民間事業者	3分の2

別表 6

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 看護師等 養成所施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表7に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡（ただし、2年課程（通信制）は3㎡とする。） イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡ (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積。ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合 当該施設の既存面積。ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積。	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費
(2) 看護師勤務環境改善 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表7に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 1 看護単位につき50㎡。ただし、ナースコールを更新付設する場合は1㎡当たり114,200円を加算する。	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室 等

(3) 病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表7に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員(ただし、30人を限度とする。)×5㎡	病院内保育所の新築、増改築、及び改修に要する工事費又は工事請負費
(4) 看護師寄宿舍施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表7に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師1人当たり33㎡	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)

(注1) 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

(注2) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表7

事業区分	構造別	1㎡あたり単価
(1) 看護師等養成所施設整備事業	鉄筋コンクリート	123,100円
	ブロック	106,800円
	木造	123,100円
(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業	鉄筋コンクリート	151,900円
	ブロック	132,600円
	木造	151,900円
(3) 病院内保育所施設整備事業	鉄筋コンクリート	140,900円
	ブロック	123,400円
	木造	140,900円
(4) 看護師寄宿舍施設整備事業	鉄筋コンクリート	169,500円
	ブロック	148,100円
	木造	169,500円

(注) 1㎡あたり単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表8

事業区分	調整率
(1) 看護師等養成所施設整備事業	0.50
(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業	0.33
(3) 病院内保育所施設整備事業	
(4) 看護師寄宿舍施設整備事業	

別表 9

1 基準額	2 対象経費
派遣した看護職員 1 人当たり 700,000円	病院等及び指定訪問看護事業を行う事業所が負担する受講料（入学金、授業料、実習費）。ただし、入学検定料は含まない。

別表10

1 基準額	2 対象経費
派遣した看護職員 1 人当たり 590,000円	派遣した看護職員の代替職員の給料。ただし、諸手当及び健康保険等の事業主負担金は含まない。

別表11

1 基準額	2 対象経費
派遣した看護職員 1 人当たり 700,000円	病院等及び指定訪問看護事業を行う事業所が負担する受講料（入学金、授業料、実習費）。ただし、入学検定料は含まない。

別表12

1 基準額	2 対象経費
派遣した看護職員 1 人当たり 442,000円 ただし、複数年度にわたり受講する場合、補助基準額の442,000円から過去に補助を受けた交付基礎額を差し引いた額を当該年度の補助基準額とする。 。	看護師等養成所が負担する受講料（入学金、編入料、授業料、履修登録料、教育充実費、スクーリング受講料等）。ただし、入学検定料、テキスト代、実習時の保険金、旅費・宿泊費等は含まない。

別表13

1 基準額	2 対象経費
採用した看護職員 1 人当たり 400,000円	中小病院及び指定訪問看護事業を行う事業所が支給する就職支度金

(別添1) 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は表1のとおりである。

(表1) 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（山口県看護職員確保対策事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

(1) 保育士等の数は当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

ア 病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

イ 病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費 年額3,186,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表のとおりとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6